

福岡県観光振興財源検討会議
報告書（案）

目次

1	はじめに	1
2	福岡県観光の現状と課題	2
3	福岡県の観光振興に必要となる施策	6
4	福岡県の財政状況	10
5	新たな財源確保のあり方	12
6	観光振興に係る新たな税の制度設計	14
7	おわりに	15

【参考】

- 福岡県観光振興財源検討会議 委員名簿
- 福岡県観光振興財源検討会議 開催実績
- 資料集

1 はじめに

観光は、産業の裾野が非常に広く、大きな経済波及効果を創出するものである。人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、交流人口を拡大し、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも、非常に重要である。

さらに、県内各地域において、地域の観光資源を磨き上げることを通じて、自らの地域に誇りと愛着を持つようになり、それらの観光資源をつないで観光振興に取り組んでいくことは、活力にあふれた地域社会を作っていくことにもつながっていく。

福岡県においては、平成29年の県内への入国外国人数が約319万人（平成25年比で3.4倍）、延べ宿泊者数は約1,700万人（平成25年比で1.2倍）となつておらず、いずれも国全体より高い伸び率を示している。

さらに、今後についても、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックなど大規模な国際イベントが控えており、国内外から多くの観光客が福岡県を訪れることが見込まれている。

一方で、観光を取り巻く環境の著しい変化に対応するための、地域で観光振興に取り組む組織づくり、キャッシュレス化や多言語対応等の受入環境の充実、地域の観光資源の発掘・磨き上げ、旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和など、様々な取り組むべき課題が生じている。

これらの課題に迅速かつ的確に対応し、県を挙げた観光振興の取組みを強力に進めることにより、さらなる観光需要の増加を図るため、本年7月、「福岡県観光振興財源検討会議」を設置し、以下のテーマについて検討することとした。

＜検討テーマ＞

- 1 福岡県観光の現状と課題
- 2 観光振興に必要な施策
- 3 各種財源の比較検討
- 4 財源確保策のあり方

本検討会議では、これまでに3回の会議を開催し、上記テーマについて、事実について共通認識を得る「知る段階」、与えられた課題の解決策を議論する「考える段階」、それらの議論をとりまとめる「まとめの段階」と、徐々に検討のステージを上げながら議論を進めてきた。この度、これまでの検討の結果を報告書としてとりまとめた。

2 福岡県観光の現状と課題

(1) 福岡県観光の現状

① 本県への入国外国人数の状況

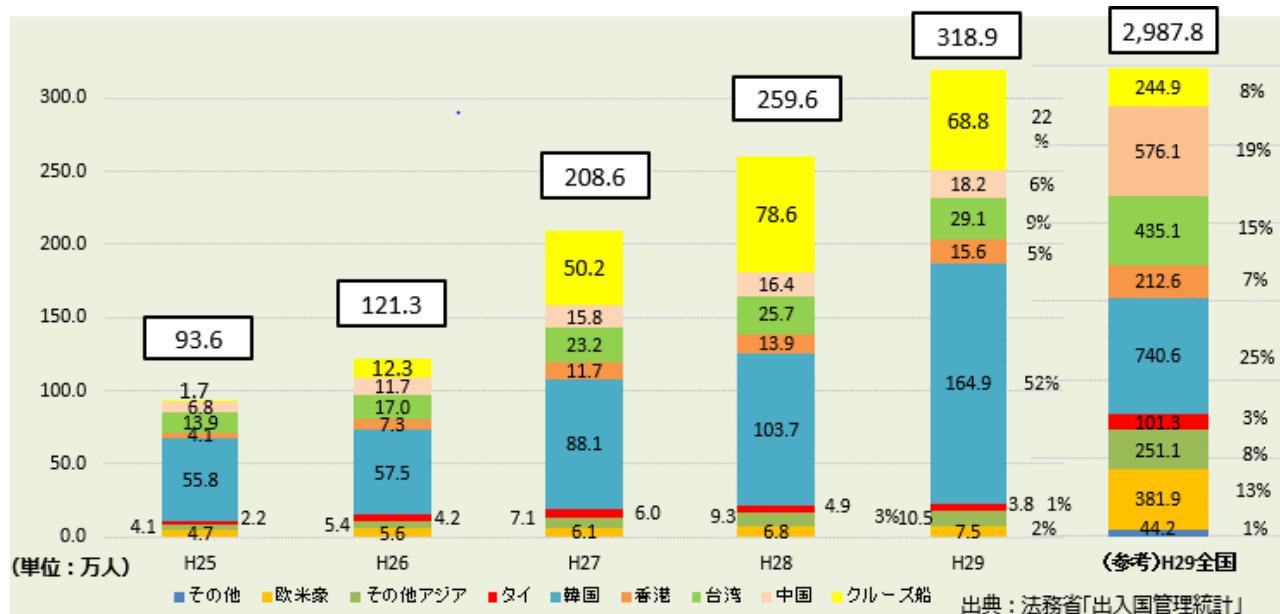
平成29年における、クルーズ船客を含む本県への入国外国人数は、約319万人で、前年比約2割増、平成25年比では3.4倍と急増している。

入国外国人の国籍・地域別割合について、福岡県と全国の割合を比較すると、福岡県は韓国の割合が高い（福岡：52%、全国：25%）一方で、欧米豪（福岡：2%、全国：13%）、中国（クルーズ船客を除く）（福岡：6%、全国：19%）などは割合が低い。

また、本県の特徴として、クルーズ船客（主な国籍は中国）の入国外国人数に占める割合が22%で、全国の8%に比べ非常に高い。

[図表1] 福岡県への入国外国人数の推移（国籍・地域別）

出典：法務省「出入国管理統計」



② 本県の宿泊者数の状況

平成29年における、本県の延べ宿泊者数は約1,700万人泊で対前年比3%増、平成25年比では、21.6%増で、全国の9.4%増をはるかに上回る。

特に、訪日外国人の平成29年の宿泊者数は、約311万人泊で対前年比16.4%増、平成25年比で3倍強の大きな伸びとなっている。

一方、平成29年の入国外国人数約319万人のうち、宿泊を伴わないクルーズ船客数を除く入国者数は約250万人であることから、入国者数の1人当たりの宿泊日数は約1.2日と、本県での滞在期間が短いという状況にある。

[図表2] 延べ宿泊者数の推移（福岡県・全国）

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

(単位：人泊)

		平成25年	平成26年	対前年伸び率	平成27年	対前年伸び率	平成28年	対前年伸び率	平成29年	対前年伸び率	H25→29伸び率
福岡県	総数	13,986,570	15,232,160	108.9%	16,143,170	106.0%	16,475,930	102.1%	17,001,170	103.2%	121.6%
	うち 日本人宿泊者	13,086,530	13,874,860	106.0%	13,783,470	99.3%	13,801,820	100.1%	13,889,100	100.6%	106.1%
	うち 外国人宿泊者	900,040	1,357,300	150.8%	2,359,700	173.9%	2,674,110	113.3%	3,112,070	116.4%	345.8%
全国	総数	465,893,370	473,501,950	101.6%	504,078,370	106.5%	492,485,160	97.7%	509,596,860	103.5%	109.4%
	うち 日本人宿泊者	432,397,640	428,677,350	99.1%	438,463,770	102.3%	423,096,220	96.5%	429,906,270	101.6%	99.4%
	うち 外国人宿泊者	33,495,730	44,824,600	133.8%	65,614,600	146.4%	69,388,940	105.8%	79,690,590	114.8%	237.9%

③ 旅行者の周遊の状況

ア 県内の周遊

従業員10人以上の施設における、平成29年の延べ宿泊者数を地域別に見ると、福岡市への宿泊者が全体の47%、北九州市への宿泊者が全体の12%と、政令市への宿泊者が全体のおよそ6割を占めていることがわかる。（参考図表1）

一方で、旅行者は宿泊地だけに留まることなく、様々な観光地を周遊していることが想定されることから、県が実施したアンケート調査に基づく分析を行った。（参考図表2）

その結果、福岡市宿泊者の64.7%、北九州市宿泊者の46.3%が、市外の太宰府天満宮（太宰府市）、宗像大社（宗像市）、柳川市や旧伊藤伝右衛門邸（飯塚市）等の観光地を訪れるなど、県内を広域的に周遊していることが明らかとなった。

イ 九州内の周遊

特に海外からの誘客を図る上では、福岡県だけでなく、九州全体を周遊してもらうような取組みを進めることができ有効ではないか、その際、福岡県においては、ゲートウェイ、拠点としての機能を果たしていくべきではないかとの観点から、訪日外国人の九州内における流動状況について確認を行った。（参考図表3）

国土交通省が整理したデータによると、福岡県から他県へ移動を行った外国人の約78.9%が九州各県を訪問し、また他県から本県へ移動を行った外国人の約74.8%が九州各県からの訪問となっている。

また、九州内の主要空港における就航状況を比較すると、福岡空港が国内線・国際線ともに路線数、便数で他の空港を大きく上回っており、福岡県が九州のゲートウェイ機能としての役割を果たしていることがわかる。（参考図表4）

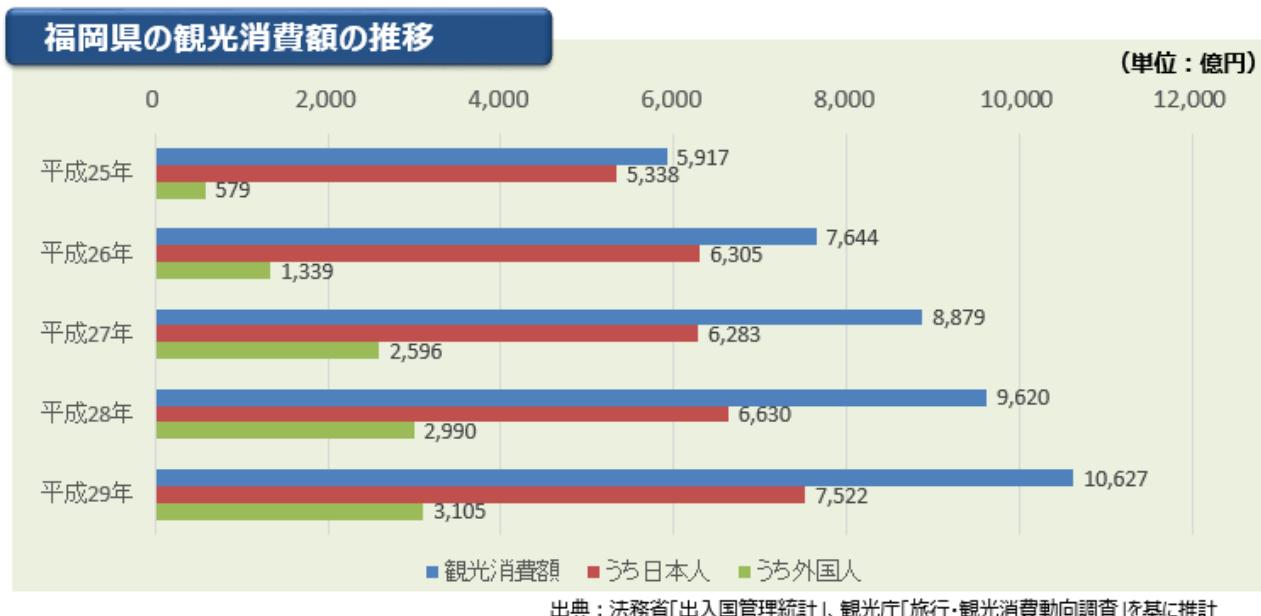
④ 観光消費額の状況

県内の観光消費額は順調に増加しており、平成29年に1兆円を突破している。

特に、外国人旅行者の消費額増加が顕著であり、平成25年度比で約5.4倍に増加している。

[図表3] 福岡県の観光消費額の推移

出典：法務省「出入国管理統計」、観光庁「旅行・観光消費動向調査」を基に事務局において推計



⑤ 訪日外国人のニーズ

観光庁が実施したアンケートによると、訪日外国人が次回の来日時にしたいこととして多く寄せられた回答は、従来から人気の高い「日本食を食べること」や「ショッピング」の他、「四季の体感」、「自然体験ツアー・農漁村体験」、「日本の歴史・伝統文化体験」など、体験型観光を求める回答が多くなっている。(参考図表5) 外国人旅行者の誘客を図る上で、体験型観光資源の開発が重要なポイントの一つとなることが考えられる。

(2) 福岡県の観光振興にかかる課題

① 旅行者と地域住民双方に負担感の無い受入環境の充実、観光資源磨き上げ

ア 外国人旅行者が旅行中に困ったこと

本県における観光に関する課題を明らかにするため、県が実施した外国人旅行者を対象としたアンケート調査によると、無料公衆無線LAN(フリーWi-Fi)環境、多言語表示・スタッフとのコミュニケーション等多言語対応、公共交通の利用、クレジット及びデビットカードの利用などについて困ったという回答の割合が高く、観光客の受入環境の充実を図ることが求められている。(参考図表6)

イ 旅行者の行動が地域住民の生活へ与える負担の軽減

近年、特に外国人旅行者が急増したことに伴い、大型バス駐車場の不足による渋滞の発生やトイレの使用、ごみの捨て方、神社での参拝方法など生活習慣や文化の違いによる受入側の地域住民との間での摩擦が生じており、観光地の自治体や事業者、地域住民に大きな負担がかかっている。観光の持続可能性の観点から、こうした負担の軽減を図ることが必要である。

② 観光消費額単価の向上

旅行者の増加に伴い、観光消費額の総額は増加しているが、一方で、観光客一人当たりの消費額単価を全国平均と比較すると、訪日外国人の観光消費額は、全国の約15万円／人に対して本県は10万円弱／人と、低水準に留まっている。(参考図表7)

その要因として、福岡県への外国人旅行者が、滞在日数が比較的短い韓国からの入国と滞在を伴わないクルーズ船客に偏っていること、高額消費を行う傾向が高い中国からの個人旅行客や長期間滞在する欧米豪の旅行者が少ないことが考えられる。

こうしたことから、今後、中国からの個人旅行や、欧米豪からの誘客を促進する取組み、旅行者の滞在期間を延ばすための取組みが求められる。

3 福岡県の観光振興に必要となる施策

(1) 福岡県観光振興指針における基本的考え方

福岡県では、少子高齢化が進む中、地方創生の観点から、観光を重要な産業として位置づけ、地域の観光資源の魅力を向上させるとともに、心温まるおもてなしで観光客の満足度を高めることにより、県内各地に一人でも多くの観光客を呼び込み、消費と雇用を生み出すために、県を挙げた観光振興の取組みを強力に進めが必要との考え方から、平成29年7月、「福岡県観光振興指針」を策定している。

この指針では、観光振興の基本的な考え方として、以下の4本の柱を設定し、柱ごとに施策の方向性を示している。(参考図表8、9)

【福岡県観光振興指針における観光振興の基本的考え方（4本の柱）】

- ① 観光資源の魅力向上
- ② 受入環境の充実
- ③ 効果的な情報発信
- ④ 観光資源の体制強化

(2) 観光振興指針に基づく現状の取組み

(1) で示した4つの基本的考え方及び施策の方向性に基づき、平成30年度は総額約20億3,566万円の事業に取り組んでいる。(参考図表10)

(3) 観光振興に係る福岡県の役割

【観光振興に関して県が果たすべき役割】

- ① 広域的な観点からの観光振興施策の実施
- ② 観光地づくりの核となる組織体制の強化
- ③ 市町村が実施する観光振興施策への財政的支援

① 広域的な観点からの観光振興施策の実施

第2章(1)–(3)で示したとおり、福岡県を訪れる旅行者は、県内、九州内各地を広く周遊しており、これらの旅行者の満足度向上、滞在日数の増加を図るために、県全体に点在する観光資源を俯瞰し、観光の主体を繋ぐコーディネーター的な役割が県には期待されている。

具体的には、点在する観光資源を結びつけ、市町村域、県域をまたがった広域観光ルートの整備、欧米豪からの誘客促進に必要となる体験型観光の一体的な開発等が有効と考えられる。

また、旅行者の受入環境の充実を図る取組みには、旅行者を広域的に周遊させるための観光案内サービスの充実や多言語対応コールセンターの設置等、面として整備すべきものも存在する。

こうした点を踏まえ、県においては、九州各県、市町村、民間事業者等とも連携を図りながら、広域的な観点から施策を実施することが求められる。

② 観光地づくりの核となる組織体制の強化

観光地づくりの取組みを進めるためには、それを推進する組織づくりとその組織の中で中核となる人材を育成し、継続的に確保することが重要であると考える。

観光協会の強化やDMO設立に向けた支援の充実に加え、観光推進組織が戦略をもって観光地づくりに取り組むための基礎となる観光統計の整備、そして観光に関わる人材の確保や育成に向けた支援を実施することが求められる。

③ 市町村が実施する観光振興施策への財政的支援

県が実施した調査によると、市町村が県に求める役割として、「観光振興を進めるための取組みへの財政的支援」、「観光振興の体制強化に対する支援」を求める回答が多い。(参考図表11)

多くの市町村は、観光振興により地域の雇用をつくり、経済を活性化しようとしているが、総じて財政が厳しい状況にある。

一方、観光客が多く訪れるることにより、地元住民の生活に支障が生じ、その対策に予算を充てている市町村もある。

こうした市町村の意見や次の(4)で示す市町村が果たすべき役割を踏まえ、県においては、安定性、継続性のある観光振興財源を確保した上で、市町村が地域の課題や観光振興の実状を踏まえ、創意工夫により実施する様々な観光振興施策への財政的支援の充実を図るべきである。

(4) 観光振興に係る市町村の役割

【観光振興に関して市町村が果たすべき役割】

- ① 地域の観光資源の磨き上げや受入環境の充実
- ② 旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和

① 地域の観光資源の磨き上げや受入環境の充実

市町村においては、自然、歴史、文化等の地域の観光資源に最も近い基礎自治体としての強みを活かし、地域の観光資源を地域で観光に携わる者と連携、協力し、発掘し、磨き上げていくことが求められている。また、個々の観光地や観光施設における受入環境を整備し、旅行者の満足度を高める取組みが求められる。

② 旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和

旅行者が訪れることにより、住民生活にどのような影響が生じているか、その課題の発生している場所に近い、基礎自治体である市町村において把握した上で、住民の声を踏まえ、住民とも協議しながら、その地域に最も適切な解決方法を見出すことが求められる。

(5) 福岡県の観光振興に必要となる施策と事業規模

観光に関する現状と課題や観光振興にかかる県及び市町村の役割、さらに市町村や民間事業者が県に対して求める役割・施策等を踏まえ、「福岡県観光振興指針」の4本の柱（基本的考え方）に沿って、他県における先進的な事例も参考にしながら、福岡県が今後の更なる観光振興に向けて取り組むべき施策と、その事業規模を取りまとめた。また、市町村における施策についても、その役割を県の指針の考え方へ沿って取りまとめた。（参考図表12）

市町村への財政的支援については、観光振興に係る現状と課題、そして重点的に取組むべき施策が市町村によって異なることから、市町村がその実状を踏まえ、新たにあるいは拡充して実施する施策に活用できる市町村交付金として交付することが望ましい。

【福岡県の観光振興に必要となる施策（主なもの）】

＜観光資源の魅力向上＞

- 市町村や民間事業者と連携して取組む観光地づくり
- 広域サイクリングルートの路面標示等の新規整備
- 体験型観光プログラムの造成・販売支援

＜受入環境の充実＞

- 空港の観光案内所の整備・運営支援
- 宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修費支援
- 多言語コールセンターによる災害時等における外国人旅行者への情報提供

＜効果的な情報発信＞

- 県内の広域周遊・滞在を促すための宿泊助成
- 航空会社等と連携した欧米豪からのインバウンド誘客キャンペーン

＜観光振興に係る体制の強化＞

- ビッグデータを活用したマーケティング
- 観光地域づくりに係る専門家による研修の開催、DMO設立支援の充実

【市町村の観光振興に必要となる施策（主なもの）】

<観光資源の魅力向上>

- 自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取組みへの支援
- 観光の核となる施設整備に対する支援

<受入環境の充実>

- 観光地の公衆トイレ、観光案内板、観光案内所整備等への支援
- 住民生活との調和を図るための施策

<効果的な情報発信>

- 国内外からの誘客に向けたプロモーションへの支援

<観光振興に係る体制の強化>

- 観光協会の体制強化に向けた取組みへの支援

4 福岡県の財政状況

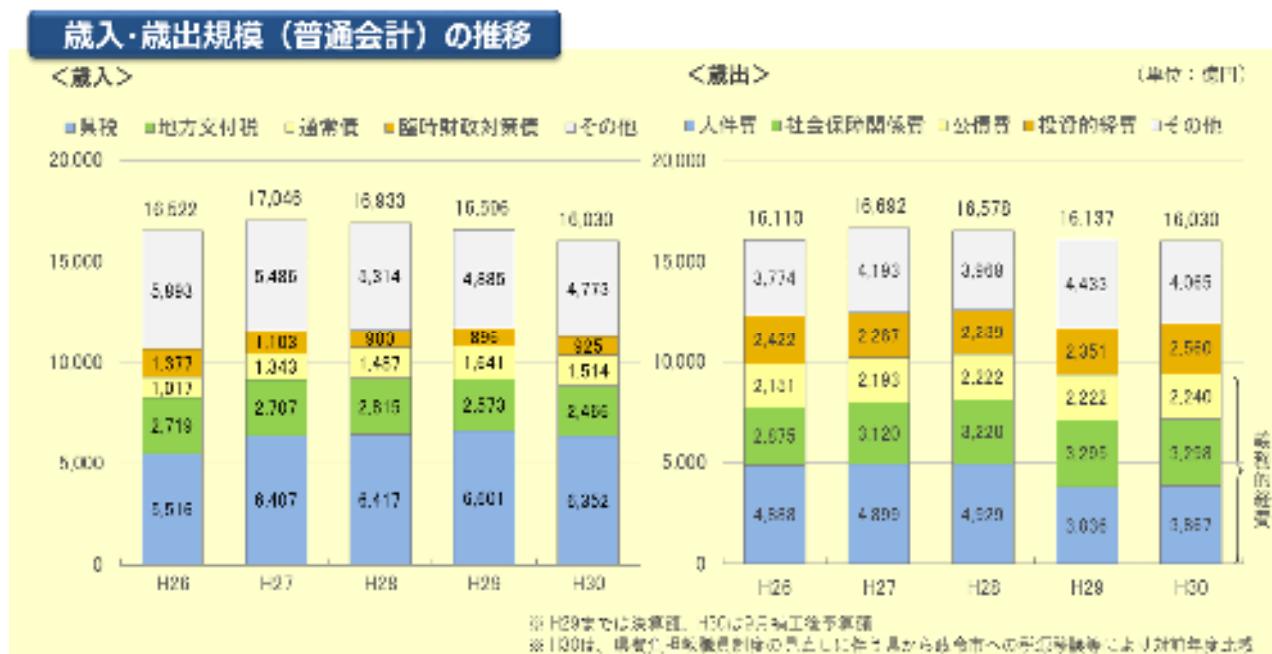
(1) 歳入・歳出の状況

福岡県では、平成9年度以降、5次にわたり財政改革に関する計画を策定し、人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、財政収入の確保など、財政健全化に積極的に取り組んでいる。

近年の財政状況の推移を見ると、歳入面では、県税収入が地方消費税率の引上げや景気が回復基調にあることなどにより増加する一方、それに伴い地方交付税が減少傾向にある。

歳出面では、社会保障関係費の増嵩、公債費の増大など、義務的に支出する経費の割合が高くなっている。

【図表4】歳入・歳出規模（普通会計）の推移（平成26年度～30年度）



(2) 財政改革の状況

厳しい財政環境の中、活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出や安心して子育てができる社会の実現などを盛り込んだ福岡県総合計画等に基づき、多様な県民ニーズに応じた新規施策を実施していくためには、その財源を確保することが重要である。

このため、平成29年2月に策定した「福岡県財政改革プラン2017」に基づき、定員削減等による人件費の抑制、必要性や効果の低い事務事業の見直し、医療費の適正化等による社会保障費の増加の抑制、県単独公共事業の抑制（2%程度）による建設事業の重点化、未利用県有地の計画的売却等による財政収入の確保といった改革を実行し、財源捻出に努めている。

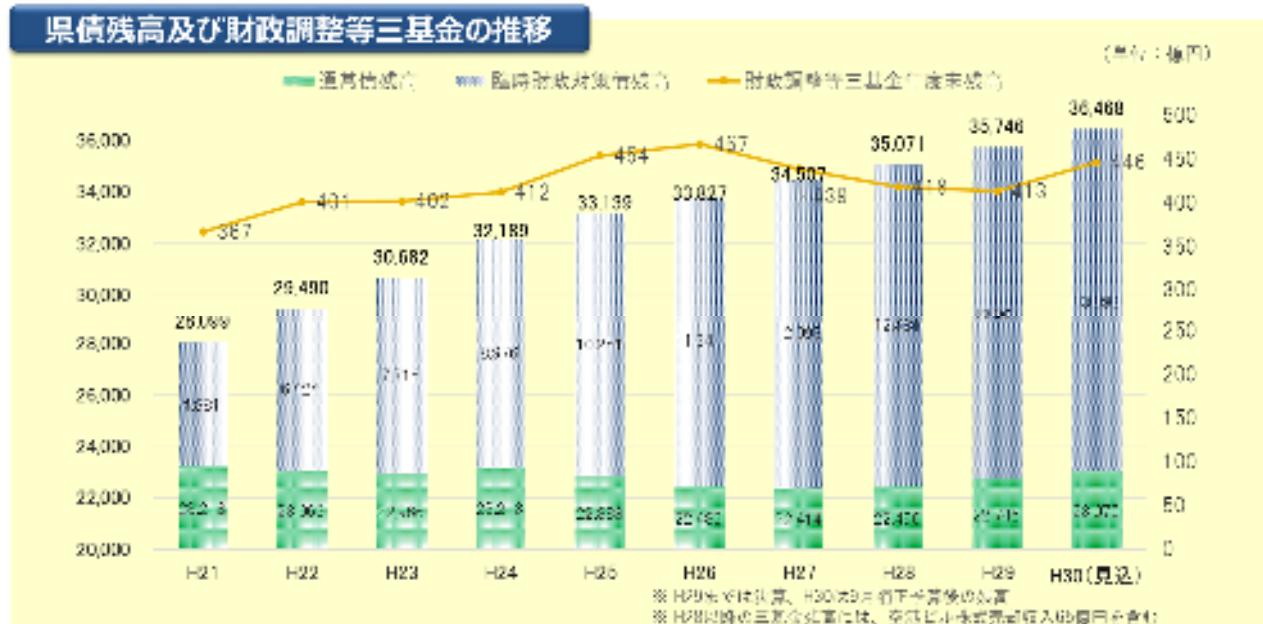
なお、事務事業の見直しにあたっては、施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図る観点から、外部委員による「福岡県行政改革審議会」において改廃を含む事業の評価を活用するなど、徹底した事務事業評価に努めている。

(3) 今後の財政見通し

県債残高は、地方財政の財源不足のために発行を余儀なくされている臨時財政対策債の増加などにより、平成30年度末には、一般会計予算規模の2倍強の3兆6千億円を超える見込みである。また、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な財政調整基金等三基金残高は、平成26年度をピークに減少傾向にある。

今後を展望すると、高齢化の進展に伴う社会保障費、県債の償還のための公債費など義務的に支出する経費の増大により、上記の改革措置を踏まえてもなお、依然として厳しい財政状況が継続することが見込まれる。

【図表5】県債残高及び財政調整等三基金の推移



5 新たな財源確保のあり方

(1) 福岡県が観光振興に取り組む必要性

観光は、産業の裾野が非常に広く、大きな経済波及効果を創出するものである。人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、交流人口を拡大し、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも、非常に重要な取組みであると考えられる。

また、その土地が観光地として評価される際、治安などを含めた「地域の総合力」が評価のポイントの一つとなっており、そういった観点から、行政サービスを担う県の役割は非常に大きい。

さらに、県内各地域において、地域の観光資源を磨き上げることを通じて、自らの地域に誇りと愛着を持つようになり、それらの観光資源をつないで観光振興に取り組んでいくことは、活力にあふれた地域社会を作っていくことにもつながっていく。

こうしたことから、福岡県においては、県を挙げてさらなる観光振興に努め、県全体、ひいては九州全体の活性化の原動力となることが期待される。

(2) 新たな財源確保策を検討する必要性

上述の観点から、3章で示した新たな観光振興施策について、積極的に取り組むべきであるが、4章で述べたとおり、毎年度、事務事業見直し等に取り組んでいるものの、県の財政は依然として厳しい状況にあり、新たな観光財源を既存財源から安定的かつ継続的に確保することは困難な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、新たな財源確保策についての検討を行うこととした。

(3) 他自治体における財源確保の事例

財源確保の取組みとして、他の自治体では、東京都や大阪府の宿泊税や太宰府市の歴史と文化の環境税（駐車場利用への課税）など、地方税法における課税自主権を活用した独自の法定外税を創設している事例や、富士山における保全協力金や別府市が平成29年に実施したクラウドファンディングなど、任意で寄附金等を徴収し、特定の目的の達成のために活用している事例などがある。（参考図表13、14、15）

(4) 負担を求める対象の検討

観光振興財源の負担を求める対象を、次の観点から検討した。

- ① 地方公共団体が提供する様々な公共サービスにより地域の秩序が維持されており、旅行者についてもその恩恵を享受し安心して訪れることができている。
- ② 地方公共団体が実施する国内外の旅行者の受入に向けた環境整備等による受益は旅行者が受けている。

以上の点を踏まえ、応益負担の考え方に基づき、旅行者に対し一定の負担を求めるることは適当であるとの考えから、旅行者を対象とした財源確保策を検討することとした。

(5) 財源確保の手法の検討

財源確保の手法を、次の観点で比較検討を行った。(参考図表16)

- ① 福岡県の観光振興に必要な新たな財政需要(約36億円)を、安定的かつ継続的に確保することが可能か。
- ② 観光振興施策や公共サービスの受益者である旅行者について、その受益者を個別に特定し受益の範囲を明らかにすることが難しいことを踏まえ、適当な財源確保手法は何か。

新たな観光振興施策について、必要となる規模を一過性の取り組みとせず安定的・継続的に実施する必要があること、施策実施による受益者は広範囲にわたることが想定され、受益者を広く設定することが望ましいことから、財源確保の手法については「地方税」とし、地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る「法定外税」、さらには「観光振興」という特定の目的の実現のために課す「法定外目的税」が最も適していると考えられる。

なお、確保した財源については、使途を観光振興に限定するための管理・執行方法を検討する必要があると考えられる。

(6) 課税対象とする観光行動の検討

旅行者が福岡県を訪れた際に行う宿泊や公共交通機関の利用、飲食等、様々な観光行動のうち、いずれの行動を課税対象とするべきか、次の観点で比較検討を行った。(参考図表17)

- ① 課税対象となる旅行者を一定程度捕捉することが可能か。
- ② 課税に係る行政(徴税)コストを低く抑えることが可能か。

6 観光振興に係る新たな税の制度設計

7 おわりに

【参考】

○ 福岡県観光振興財源検討会議 委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	じんの なおひこ 神野 直彦	東京大学 名誉教授 日本社会事業大学 学長
副委員長	せいいいち ともこ 勢一 智子	西南学院大学法学部 教授
委員	いしはら すすむ 石原 進	一般社団法人 九州観光推進機構 会長
	いのうえ よしひろ 井上 善博	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
	せぐち たつや 瀬口 龍也	一般社団法人 日本旅行業協会九州支部 支部長
	せん そうてつ 千 相哲	九州産業大学地域共創学部 学部長
	としま こうじ 利島 康司	北九州商工会議所 会頭
	はまだ よういち 濱田 洋一	公益社団法人 福岡県観光連盟 専務理事
	ふじなが けんいち 藤永 奎一	福岡商工会議所 会頭
	よしむら まさお 吉村 政穂	一橋大学大学院法学研究科 教授

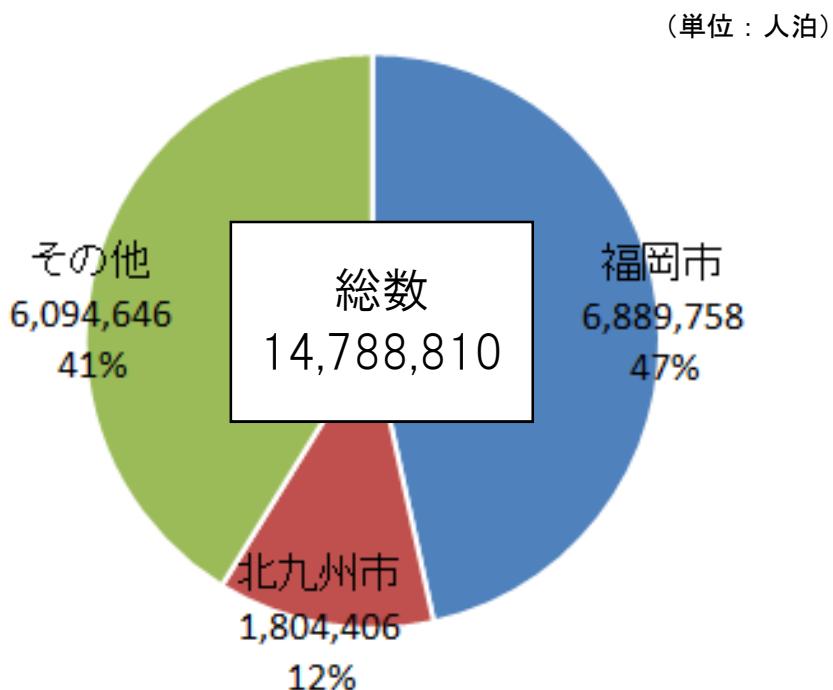
○ 福岡県観光振興財源検討会議 開催実績

	開催日	議題
第1回	平成30年7月13日	<ul style="list-style-type: none">・福岡県観光の現状・課題について・福岡県の観光振興に向けた施策の方向性について
第2回	平成30年8月29日	<ul style="list-style-type: none">・第1回検討会議でいただいた意見等について・福岡県の観光振興に必要な施策について・観光振興財源確保策の比較検討について
第3回	平成30年10月31日	<ul style="list-style-type: none">・第2回検討会議でいただいた意見等について・福岡県の観光振興に必要な施策について・観光振興財源確保策のあり方について

【資料集】

〔参考図表1〕延べ宿泊者数の地区別割合

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査（H29）」



※1 従業員10人以上の施設を対象

※2 月間速報値の合計

〔参考図表2〕福岡市、北九州市宿泊者の周遊状況

出典：「福岡県観光入込客推計調査アンケート（H29）」

アンケート回答数：3,528件

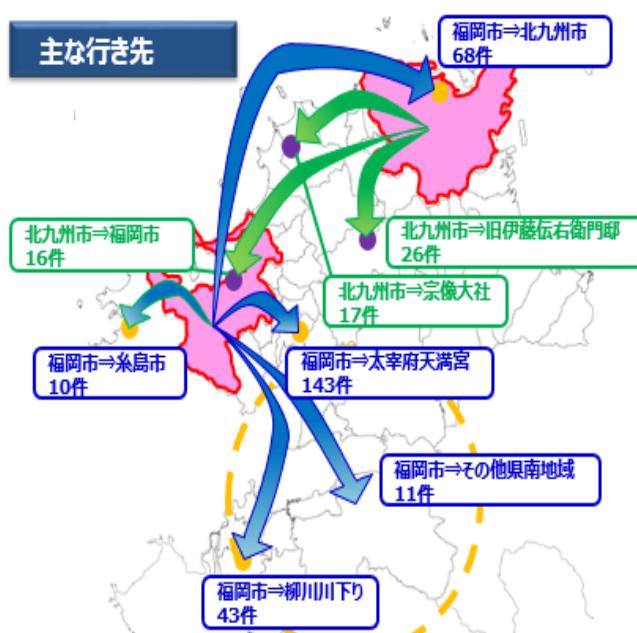
うち宿泊者数：937件

(単位：件、%)

福岡市宿泊数	うち福岡市以外を周遊	割合
445	288	64.7

北九州市宿泊者数	うち北九州市以外を周遊	割合
136	63	46.3

※アンケート結果は1家族・1団体を
1件としてカウントしているため、
件数=人数とはならない。



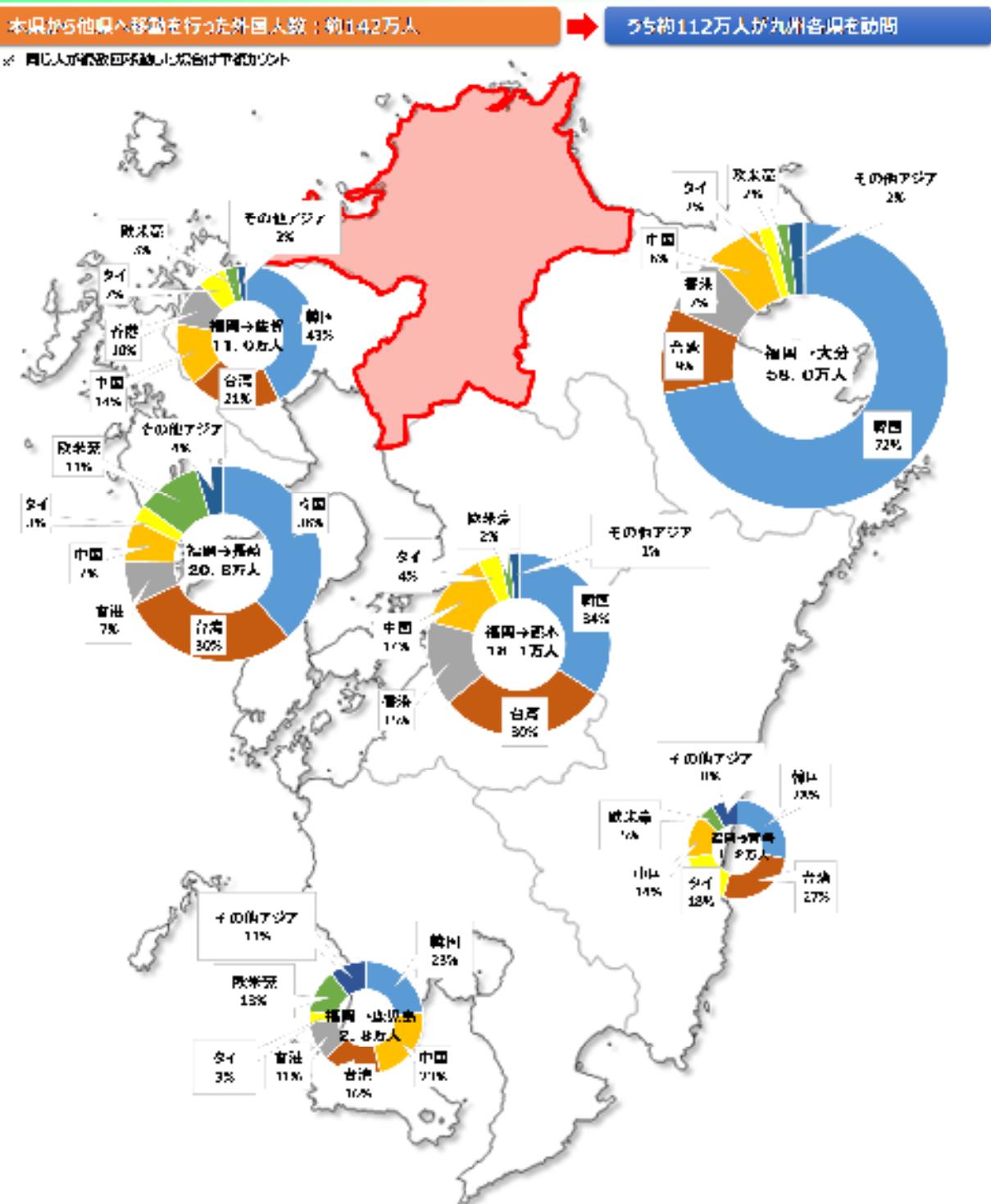
※「主な行き先」について、1団体が複数個所を周遊する場合は、重複してカウント

[参考図表3] 訪日外国人の流动状況（国籍別）

出典：国土交通省「FF-Data（訪日外国人流动データ）」

① 福岡県→九州各県

4 訪日外国人の流动状況①（福岡県→九州各県、国籍別X2016年）



出典 国土交通省「FF-Data（訪日外国人流动データ）」を基に事務局作成
※196未満のものは表示していない。

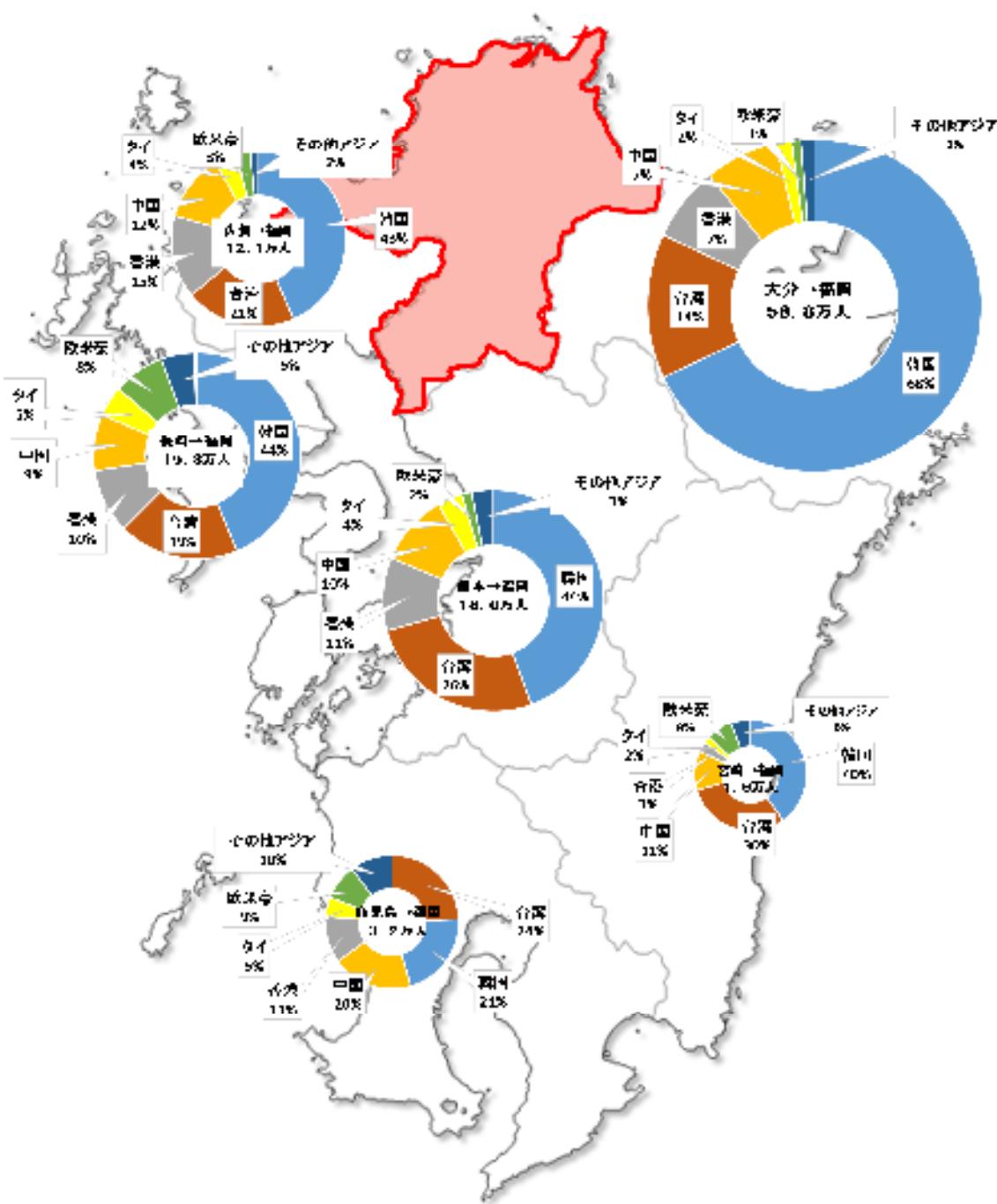
② 九州各県→福岡県

4 問日外国人の流动状況②(九州各県→福岡県、国籍別(2016年))

他県から本県へ移動を行った外国人数：約151万人

うち約113万人が九州各県からの訪問

※ 同じ人が複数回訪問した場合は1人でカウント



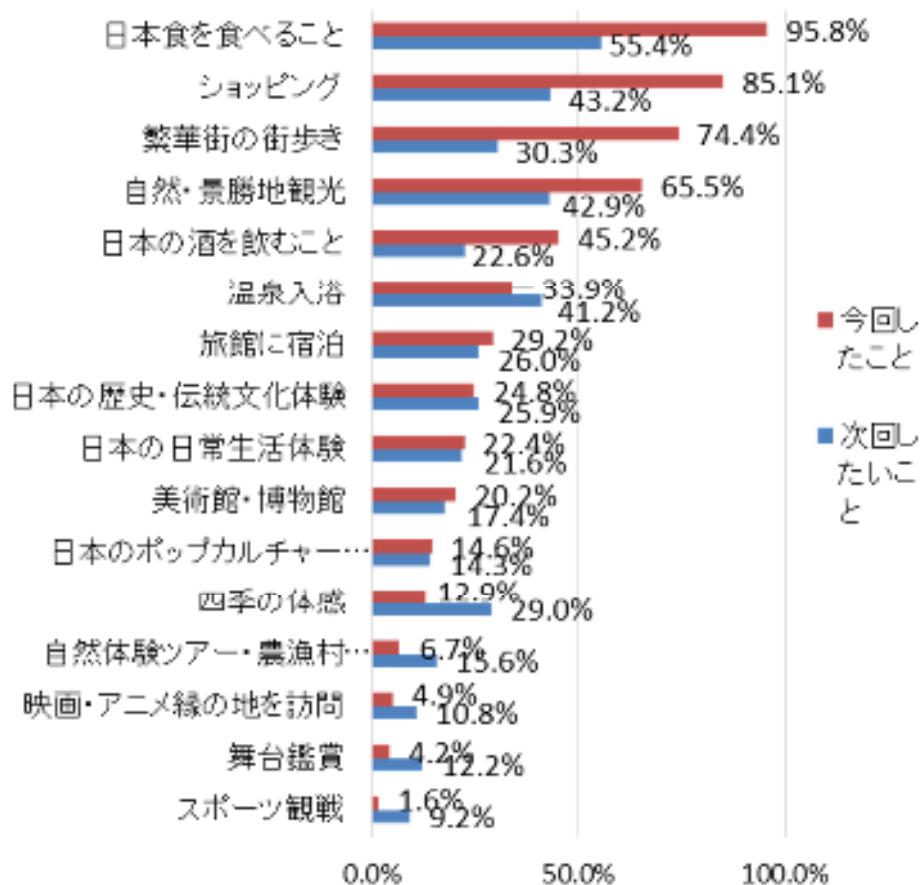
出典：図1 文部省「PF Data(訪日外国人流动データ)」を基に事務局作成
※ 1%未満のものは表示していない。

[参考図表4] 九州内の主要空港の就航状況

	国内線		国際線		
	路線数	便数	就航先	路線数	便数
福岡空港	28	376便/日	9カ国・地域 20都市	19	748便/週
北九州空港	3	38便/日	2カ国 5都市	5	54便/週
佐賀空港	2	12便/日	3カ国・地域 3都市	3	28便/週
長崎空港	9	76便/日	2カ国 2都市	2	10便/週
熊本空港	7	74便/日	3カ国・地域 3都市	3	22便/週
大分空港	4	48便/日	2カ国・地域 2都市	2	14便/週
宮崎空港	7	98便/日	3カ国・地域 3都市	3	22便/週
鹿児島空港	17	168便/日	3カ国・地域 4都市	4	48便/週

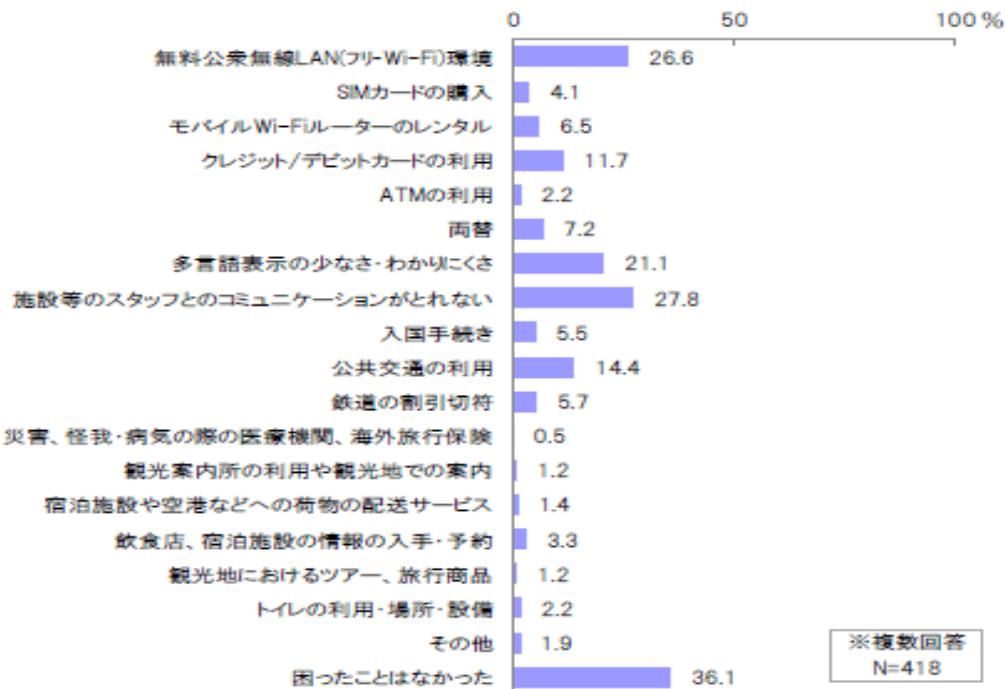
※平成30年8月29日時点。到着・出発をそれぞれ1便と数える。

[参考図表5] 観光庁「訪日外国人の消費動向調査（H29）」
(設問：『今回したことと次回したいこと』)



[参考図表6] 外国人旅行者が旅行中に困ったこと

出典：福岡県「インバウンドに対するアンケート調査（H30.8）」



[参考図表7] 観光客の消費動向

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、「旅行・観光消費動向調査」

法務省「出入国管理統計」

観光客の消費動向（全国）				観光客の消費動向（福岡県）			
	旅行消費額	延べ人数	1人1回当たり消費額		旅行消費額	延べ人数	1人1回当たり消費額
訪日外国人	4.4兆円	2,869万人	153,921円	訪日外国人	3,105億円	319万人	97,384円
国内客（宿泊）	16.1兆円	3億2,333万人	49,732円	国内客（宿泊）	6,127億円	1,000万人	61,298円
国内客（日帰り）	5.0兆円	3億2,418万人	15,526円	国内客（日帰り）	1,394億円	1,026万人	13,597円

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査（平成29年）」「旅行・観光消費動向調査（平成29年）」

出典：法務省「出入国管理統計（平成29年）」
観光庁「旅行・観光消費動向調査（平成29年）」
(※訪日外国人については国の算出方法に準じて算出。)

福岡県観光振興指針（概要）

（対象期間：2017年度～2019年度）※第二期九州観光戦略 第二次アクションプランの期間と整合

【目的】

- 観光を重要な産業として位置づけ、地域の観光資源の魅力向上と心温まるおもてなしにより観光客の満足度を高め、県内各地域に根差しを呼び込み、消費と雇用を生み出す。
- 市町村、企業、民間団体、黒民の皆さんと協力し、県を挙げた観光振興の取り組みを強力に進める。

＜背景＞

（1）観光の経済規模と重要性

- ・観光産業は世界のGDPの10%、輸出額の7%
- ・外国人観光消費額は化粧品の輸出額に次ぐ規模
- ・外国人8人分、国内65人分の観光消費割合は、定住人口1人当たり平均消費額に匹敵
- （2）幅広い客層への高い需要効果
- （3）フリーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック等は観光の好機

現状と課題

- （1）本県の観光を限りなく社会情勢
- ①伸び悩む国内観光市場（少子高齢化、人口減少）
(日本の人口10年で-2005年:80%に減少)
 - ②拡大する訪日外国人観光市場
(全国の入国者数、2010年～2016年:2.7倍に増加)
 - ③多様化する観光需要（日本の伝統文化、日本文化の発信）
 - ④観光に関するソーシャルネットワーキングサービスの活用
(ITを活用した情報、サービス)

基本的考え方

- 【数値目標】
- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 2016 (H28) 年実績 | 2019 (H3) 年目標 |
| 外国人入国者数
県内選別官旅数
(うち外国人) | 2,60万人
1,612万人泊
2,67万人泊 |
| 観光消費額
旅行者満足度
(良い+大変良い) | 9,620億円
7.5, 8%
5.3, 8% |
| 再訪意向（是非また来たい） | 80, 0% |

県は、搭けの目標達成に向び、県民の皆様と一緒に協力して取り組むことを誓い、次のとおり宣言します。

- 1 歴史をかかして、来福島の「記憶」にどどめます！
- 2 食をかかして、来福島の「胃袋」をつかみます！
- 3 個個ある旅で、来福島の「心」をつかみます！
- 4 「地元地産」で、来福島と「幸せ」を分けちます！
- 5 心を込めて今までにして、またの「ご来福」をお待ちします！

“ご来福”地元宣言

成果指標

基準年	⇒	目標年
2016 年	⇒	2019 年

- ◎観光客の体験に対する満足度
(大人が楽しめるスポット・施設)
25 位 ⇒ 15 位

施策の方向性

- （ア）歴史を活かした観光資源の発掘、磨き上げ
- （イ）食の魅力を活かした観光商品の提案（觀光農園、酒蔵等）
 - （ウ）魅力度ある県産の「食」を体験できる観光商品の提案（觀光農園、酒蔵等）
 - （エ）文化・スポーツの集積をかかした観光の推進
 - ・歌舞伎や六相組等のイベントをかかした観光商品の提案
 - （オ）伝統文化や伝統工芸を体験できる観光商品の提案
 - （カ）産業観光の推進
 - ・自動車、ロボット、陶器、食品等の産業集積をかかした産業観光の提案
 - （コ）体験、交流、滞在型観光の推進
 - ・サイクリング、トレッキング等を組み込んだ旅の提案

- （ア）観光案内の充実
- （イ）多言語案内所の充実、特区ガイド・ボランティア等の育成
 - （ウ）飲食店、宿泊施設、交通機関等での多言語表示、Wi-Fi環境、多言語コールセンター等の整備促進
 - （エ）移動やすい交通基盤の整備
 - ・多様な移動手段の充実、空港機能の強化、航空路線の誘致、道路整備の促進
 - （オ）観光客の安全・安心対策
 - ・警察等と連携した緊急時対応や防犯、防災、事故防止等の情報提供
 - ・医療における受入対応の充実

基準年	⇒	目標年
2016 年	⇒	2019 年

- ◎通信状況（Wi-Fi含む）の満足度
47% ⇒ 60%
- ◎県内ひがわ・協力店舗数
225 店舗 ⇒ 1,000 店舗

- （ア）国や地域毎の旅行者のニーズをとらえたプロモーション活動
- ・旅行会社との連携、修学旅行説明会、テレビ、雑誌等を活用した効果的な情報発信
 - （イ）海外進出企業、飲食業等との連携によるPRの強化
 - ・海外に進出している県内企業や航空会社等との連携による情報発信、県内外での食と観光の一本化のPR
 - （ウ）ゴールデンホールカットからのお客様大
 - ・ゴールデンホールカットからの説客拡大に向けた取組み
 - （エ）広域連携による説客の推進
 - ・九州観光連携機構、九州各県、中四国各県との連携による新たな広域ルートの開発及び情報発信

基準年	⇒	目標年
2016 年	⇒	2019 年

- ◎「加加ト・ふくおか」SNSフォローファン
5,690 人 ⇒ 15,000 人
- ◎「加加ト・ふくおか」アカウント
246 万セッション ⇒ 300 万セッション

（3）福岡県観光の強み

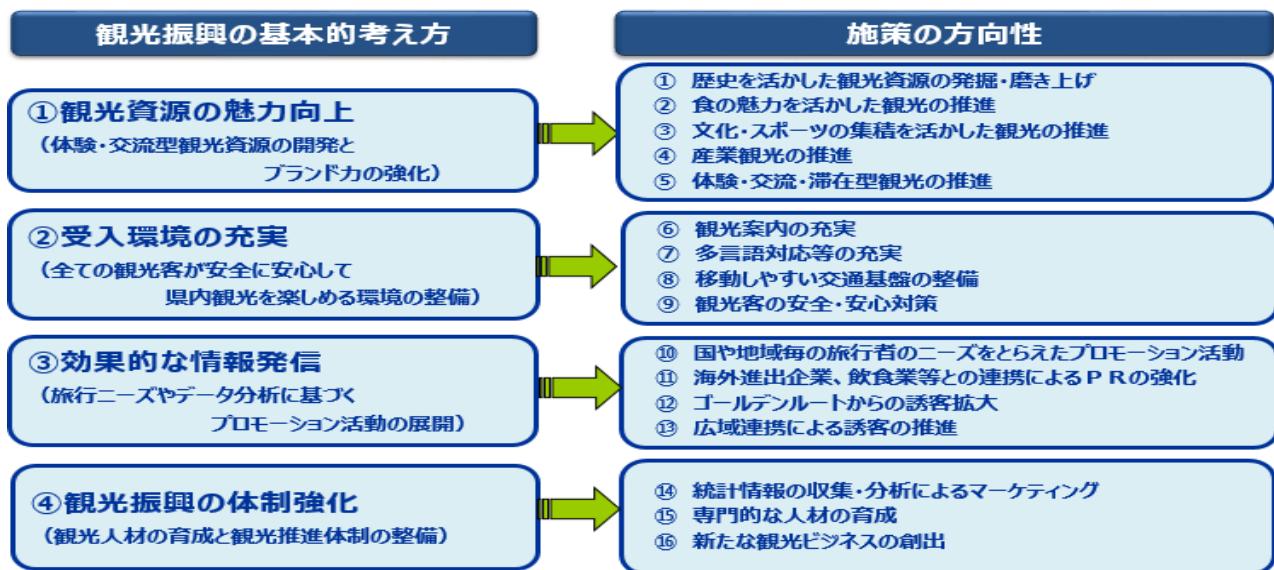
- ①見られる文化アート
- ②新しい人気のショッピング、グルメと観光
- ③国・地域の便り（多い東アジア、少ない東米）解消
- ④不テル雷台船世界の物語どきい旅館等
- ⑤ソフト、ハード両面で、情報入出力の整備
- ⑥観光客の移動手段、情報入出力方法等の変更への対応
- ⑦観光振興を担う人材の育成

（4）統計情報の収集・分析によるマーケティング

基準年	⇒	目標年
2016 年	⇒	2019 年

- ◎日本版DMO候補法人数
2 団体 ⇒ 8 団体

[参考図表9] 福岡県観光振興指針における観光振興の基本的考え方と施策の方向性



[参考図表10] 福岡県の平成30年度観光関連予算

観光資源の魅力向上

H30年度予算額：1,084,614千円

施策の方向性	主な事業	主な事業の 予算額	うち観光局
歴史を活かした観光資源の発掘、磨き上げ	世界遺産の保存、情報発信、来訪促進	69,753千円	
	美しいまちづくり支援活動、景観大会開催	11,215千円	
	天神中央公園・貴賓館等(福岡市)の整備	227,379千円	
	国指定文化財門司港駅(北九州市)の復元	21,624千円	
	大濠公園能楽堂(福岡市)の整備	60,639千円	
食の魅力を活かした観光の推進	福岡の食や酒をテーマにした旅行会社の招請や商談会開催	4,948千円	
文化・スポーツの集積を活かした観光の推進	芸術文化活動プログラムの実施	21,786千円	
	九州の博物館を周遊できるミュージアムバスの運用拡大	13,24千円	
	伝統工芸産業、県産品等ブランド力強化	75,235千円	75,235千円
	伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催	58,058千円	58,058千円
体験・交流・滞在型観光の推進	地域の観光資源を活用した体験プログラム等の整備	38,567千円	2,030千円
	関門海峡ミュージアムの展示更新	323,350千円	
	九州自然歩道の標識等の再整備、案内板等の多言語標記	106,094千円	
	体験・交流・滞在型観光資源(トレイン・サイクリング)の開発	14,841千円	14,841千円
	平成筑豊鉄道推進協議会による移動型レストラン及びマルシェの整備支援	48,076千円	
その他		1,725千円	55千円
	小計	1,084,614千円	150,219千円

受入環境の充実

H30年度予算額：155,830千円

施策の方向性	主な事業	主な事業の 予算額	うち観光局
多言語対応の充実	観光ガイド人材等の育成	2,707千円	130千円
	観光案内所、宿泊施設等に対する多言語コールセンター設置	14,000千円	14,000千円
	観光案内所等のWi-Fi整備、多言語対応への支援	5,725千円	5,138千円
	多言語パンフレット作成、配布	6,846千円	
	インバウンドセミナーの開催、インバウンド協力店の情報発信	5,600千円	3,998千円
移動しやすい交通基盤の整備	商店街のアーケード施設等の整備、イベント開催、多言語化支援	14,796千円	
	北九州空港アクセス向上支援(リムジンバス)	49,961千円	
	災害時における情報提供	5,622千円	
	医療通訳派遣、医療に関する多言語コールセンター設置	14,284千円	
	交番等への多言語翻訳機能付きタブレット端末の整備	805千円	
観光客の安全・安心対策	県警HPの多言語専用ページ作成(落し物、交通ルール、災害等)	17,545千円	
	テロ対策未然防止事業	16,399千円	
	その他	1,540千円	
	小計	155,830千円	23,266千円

効果的な情報発信

H30年度予算額：519,235千円

施策の方向性	主な事業	主な事業の 予算額	うち観光局
国や地域毎の旅行者のニーズをとらえたプロモーション活動	県内各市町村のイベント、観光スポット、観光ルートなどの情報発信	17,418千円	6,446千円
	多言語情報サイト「アジアンピート」を活用した観光等情報発信	29,748千円	
	観光素材説明会、相談会、旅行博への参加	5,029千円	1,953千円
	ファンションイベントを活用した福岡の魅力発信	45,000千円	45,000千円
	食の魅力を活用した誘客促進	21,230千円	
	海外メディア・旅行関係者の招請	5,894千円	5,894千円
	福岡県観光パスポート「よかとこパスポート」による周遊促進	16,268千円	16,268千円
	よかもん広場(県庁展望室)での情報発信	24,306千円	24,306千円
海外進出企業、飲食店等との連携によるプロモーション活動	県内総領事や友好提携都市等を通じた情報発信	34,826千円	1,412千円
	「とんかつキャンペーン」など海外進出企業を活用した情報発信	14,141千円	14,141千円
ゴールデンルートからの誘客拡大	直行便がない国・地域と取引があるラント社等の招請	6,649千円	6,649千円
	東京アンテナレストラン設置による情報発信	138,819千円	
広域連携による誘客拡大	福岡空港、北九州空港を活用したインバウンド誘客	74,892千円	9,600千円
	RWCIに向けたセミナー、レセプション、プロモーションの実施	37,134千円	15,800千円
	交通事業者や旅行会社等と連携した旅行商品の造成	47,881千円	47,881千円
その他	小計	519,235千円	195,349千円

観光振興の体制強化

H30年度予算額：275,982千円

主な事業	主な事業の 予算額	うち観光局
観光統計等の分析及び情報提供	10,092千円	10,092千円
福岡県観光連盟の事業への支援	128,390千円	128,390千円
九州観光推進機構の事業への支援	74,852千円	74,852千円
その他観光関係団体の事業への支援	42,457千円	42,457千円
日本版DMO候補法人認定に向けた支援	10,269千円	10,269千円
その他	9,922千円	9,384千円
小計	275,982千円	275,444千円

H30年度事業費総額

約20億3,566万円
(うち観光局予算 約6億4,428万円)

観光局予算の推移

年度	決算(予算)額	うち主な臨時的支出
H26年度(決算)	約14億6,400万円	九州みどり創生(約8億3,300万円)
H29年度(決算)	約6億9,800万円	JOGASHI心保険(約1億100万円)
H30年度(予算)	約6億4,400万円	-

[参考図表11] 市町村意見照会の結果（県に求める役割）

内容	回答数 (複数回答)
観光振興を進めるための取組みへの財政的支援 ・多言語化や公衆トイレ整備等、受入環境充実への支援 ・観光に係るインフラ整備への支援 等	33
観光振興の体制強化に対する支援 ・観光施策の企画立案に必要なデータの提供 ・観光振興に係る各種セミナーや専門家による研修の実施 ・DMO設立に向けた財政的支援 等	30
広域的な観光振興を推進するための調整役 ・広域的な観光ルートの設定 ・市町村をまたがるサイクリングルートの開発 ・広域的な観光プロモーション ・県と市町村が連携した観光振興事業の実施 等	29
県全体の観光情報の発信等による誘客の取組み ・SNSを活用した県全体の観光情報発信 ・インバウンド誘客に向けた取組み 等	4
その他 ・2次交通環境改善 ・外国人観光客への災害時対応の充実 ・観光客に対するマナー啓発 等	11
無回答	11

[参考図表12] 観光振興に必要な取組みの概要

2 観光振興に係る役割

<県の役割>	<市町村の役割>
①広域的な観点からの観光振興施策の実施 ②観光地づくりの核となる組織体制の強化 ③市町村等が実施する観光振興施策への財政的支援 など	①地域の観光資源の磨き上げや受入環境の充実 ②旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和 など

3 福岡県が取り組む必要がある観光振興施策と事業規模(概要イメージ)

区分	概要	金額
県主体事業分	<p><観光資源の魅力向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村や民間事業者と連携して取組む観光地づくり事業(4地区程度) ○ナイトライフエコノミーの創出 ○広域サイクリングルートの路面標示等の新規整備 ○体験型観光プログラムの造成・販売支援 <p><受入環境の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○空港(福岡空港国内線・国際線、北九州空港)の観光案内所の整備・運営支援 ○宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修費支援 ○飲食店等の多言語化支援や多言語対応店舗情報の発信強化 ○民間事業者によるWi-Fi環境の充実や店舗のキャッシュレス化に向けた取組みへの支援 ○地図アプリを活用した地域の二次交通情報の発信 ○空港・主要駅と観光地を結ぶ二次交通整備への支援 ○多言語コールセンターによる災害時等における外国人旅行者への情報提供 ○住宅宿泊事業法の適正な運営 ○外国人旅行者へのマナー・生活環境に係る啓発 <p><効果的な情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内の広域周遊・滞在を促すための宿泊助成事業 ○航空会社等と連携した欧米豪からのインバウンド誘客キャンペーン ○国際的な観光情報提供サイトとの連携による情報発信 ○JR・航空会社等と連携した国内誘客プロモーション <p><観光振興に係る体制の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビッグデータを活用したマーケティング ○宿泊業等観光関連産業の生産性向上・人材確保支援 ○観光地域づくりに係る専門家による研修の開催、DMO設立支援の充実 <p><特別徴収義務者への奨励金及び徴収費用(人件費含まず)></p>	約18億円
市町村主体事業分(交付金)	<p><観光資源の魅力向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取組みへの支援 ○観光の核となる施設整備に対する支援 <p><受入環境の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光地の公衆トイレ、観光案内板、観光案内所整備等への支援 ○観光案内所の運営支援 ○観光地の案内サインの整備 ○観光地の駐車場整備 ○住民生活との調和を図るための施策 (清掃、交通パトロール配置等) <p><効果的な情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内外からの誘客に向けたプロモーションへの支援 <p><観光振興に係る体制強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光協会の体制強化に向けた取組みへの支援 	約18億円
	計	約36億円

【参考図表13】他の地方自治体における自主財源確保の事例①

地方税			
自治体名	名称	制度の概要	収入額
東京都	宿泊税 (法定外目的税)	【納稅義務者】ホテル又は旅館への宿泊者 【税率】10,000円以上～15,000円未満：100円 15,000円以上：200円	約25億円 (H30年度予算)
大阪府	宿泊税 (法定外目的税)	【納稅義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は民泊(10月～)への宿泊者 【税率】10,000円以上～15,000円未満：100円 15,000円以上～20,000円未満：200円 20,000円以上：300円	約8億円 (H30年度予算)
京都市	宿泊税 (法定外目的税)	【納稅義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、民泊への宿泊者 【税率】～20,000円未満：200円 20,000円以上～50,000円未満：500円 50,000円以上：1,000円	約19億円 (H30年度予算) ※平年度45.6億円
金沢市	宿泊税 (法定外目的税)	【納稅義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、民泊への宿泊者 【税率】～20,000円未満：200円 20,000円以上：500円	約6.6億円 (H31年度見込み) ※平年度7.2億円
別府市	入湯税 (法定税) ※H31.4以降	【納稅義務者】鉱泉浴場に入湯する入湯客 【税率】宿泊料金又は飲食料金が 1,500円以上2,000円以下：50円 2,001円以上4,500円以下：100円 4,501円以上6,000円以下：150円 6,001円以上50,000円以下：250円※ 50,001円以上：500円※	※平年度見込み 約4.5億円
太宰府市	歴史と文化の 環境税 (法定外普通税)	【納稅義務者】有料駐車場利用者 【税率】二輪車（自転車を除く）：50円 定員10人以下の自動車：100円 定員11～29人の自動車：300円 定員29人超の自動車：500円	8,000万円 (H30年度予算)

【参考図表14】他の地方自治体における自主財源確保の事例②

寄附金等			
自治体名	名称	制度の概要	収入額
山梨県・ 静岡県	富士山保全 協力金	【対象者】五合目から山頂を目指す登山者 【金額】一人1,000円（子ども・障がい者は協力いただける範囲）	約1億5千万円 (H29年度) (山梨県 約9,700万円) (静岡県 約5,200万円)
別府市	クラウド ファンディング	市長公約の『湯～園地』実現に必要な費用を、 クラウドファンディングにより調達するもの。支援者には入園券配布等の返礼を実施。	約3,400万円 (H29.2月～4月)
各自治体	ふるさと納税	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額の2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。	例) 福岡県 約9,100万円 (H29年度)

※ この他、観光振興財源確保策の検討が行われている自治体：北海道、宮城県、俱知安町（北海道）、白馬村（長野県）、熱海市（静岡県）、箱根町（神奈川県）等（※ 自治体公表資料等を基に事務局とりまとめ）

【参考図表15】地方自治体の自主財源

種類	内容	参考
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。 【目的税】特定の費用のために課される税（⇒普通税） 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税 	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊税 ○ 環境協力税
分担金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。 	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良事業分担金 <p>※ 負担金との違いは主に根拠法令（地方自治法第224条）</p>
負担金	<ul style="list-style-type: none"> ① 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ② 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。 	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路に関する工事の実施に伴う負担金 <p>※ 分担金との違いは主に根拠法令（地方自治法第27条及び各個別法）</p>
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。 	<p>【地方自治法逐条解説】</p> <p>行政財産又は公の施設につき必要とする経費をまかなくに足りることをもって限度と考えるべき</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。 	<p>【地方自治法逐条解説】</p> <p>当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益を勘案して定められるべき</p>
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。 	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税 ○ 協力金

出典：全国知事会「第3回新しい地方税源と地方税制を考える研究会」資料を基に作成

【参考図表16】財源確保手法の比較検討

種類	事例	規模	安定性・継続性	受益と負担
地方税	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史と文化の環境税（普通税） ○ 宿泊税（目的税） <p>【目的税】特定の費用のために課される税（⇒普通税：収入を一般経費の財源に充当）</p> <p>【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税</p>	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能
分担金	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県県営土地改良事業分担金 	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業に係るため安定的であるが継続的な確保が難しい	
負担金	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県国営土地改良事業負担金 			受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
使用料	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県県立美術館使用料 	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	安定的・継続的な確保が可能	
手数料	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県旅券発給手数料 			
寄附金	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税 ○ 協力金 ○ クラウドファンディング 	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

【参考図表17】課税対象とする観光行動の比較検討

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	関連事業者及び課税補足に係る行政(徴税)コスト
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の日常利用との区別は一定可能 ・捕捉が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の観光行動と比較すると、関連する事業所数が少なく、行政コストも少ない
入域	県内への入域行為	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道路等による入域行為の捕捉がほぼ不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・入域行為の把握、課税に莫大な行政コストがかかる
交通機関利用	交通機関(鉄道、バス、船舶、タクシー等)		
駐車場	有料駐車場利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する事業所数が多く、行政コストも大きい
飲食	飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入	土産品店等での土産品購入		